

令和 8 年度 第 3 次愛荘町総合計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「第 3 次愛荘町総合計画策定支援業務」を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するために必要な事項を定める。

1 目的

本業務は、令和 9 年度をもって「第 2 次愛荘町総合計画」の計画期間が終了することを受け、令和 10 年度から令和 19 年度を計画期間とする「第 3 次愛荘町総合計画」を策定することを目的とする。

また、令和 9 年度をもって、人口減少克服・地方創生を目的とした「第 3 期愛荘町みらい創生戦略」の計画期間が終了することを受け、令和 10 年度から令和 14 年度を計画期間とする「第 4 期愛荘町みらい創生戦略」を策定する。策定に当たっては、国の総合戦略の動向を踏まえ、改訂する。

なお、「第 4 期愛荘町みらい創生戦略」については、「第 3 次愛荘町総合計画」との一体性と実効性を高めることを目的に、「第 3 次愛荘町総合計画」の前期基本計画（令和 10 年度から令和 14 年度）に包含し、両計画を一体的に策定するものとする。

本業務の実施に当たっては、本町を取り巻く社会環境の変化や課題の整理、現行計画の検証、幅広い住民ニーズの把握など策定に必要となる業務を委託するに際して、最も適切な受託事業者を広く公募する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度 第 3 次愛荘町総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

令和 8 年度 第 3 次愛荘町総合計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 業務限度額

業務に係る限度額は 17,550,000 円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

※上記の金額は令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 年分の合計であり、各年度の内訳は以下のとおりである。

- ・令和 8 年度 8,600,000 円（消費税及び地方消費税含む。）
- ・令和 9 年度 8,950,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※業務限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すものである。なお、業務限度額を上回る金額で見積りを行ったときは失格とする。

※最終的な実施内容、契約金額については、本町と調整したうえで決定する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国税および地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、もしくはそれらの利益となる活動を行う者または同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 過去 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）において、地方公共団体の総合計画の策定支援業務の受託者として業務を完了した実績があること。
- (10) 令和 8・9 年度愛荘町入札参加資格審査申請（物品・役務の提供）を行い、資格の認定を受けていること。
- (11) 個人情報およびプライバシーの保護が必要であるため、プライバシーマークの認証を取得していること。
- (12) その他

参加者は、契約候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4 担当部署

愛荘町みらい創生課 担当 居嶋

所在地 〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地
(愛荘町役場本庁舎 2 階)

電 話 0749-29-9046 (直通)

F A X 0749-42-7377

メール seisaku@town.aisho.lg.jp

5 スケジュール

全体のスケジュールの概要は、次のとおりとする。

内容	期日
公告	令和8年6月17日（水）
質問書の提出期限	令和8年6月24日（水）正午まで
質問書に対する回答	令和8年7月1日（水）
参加申込書提出期限	令和8年7月10日（金）17時まで
企画提案書等提出期限	令和8年7月22日（水）17時まで
プレゼンテーションおよび質疑応答	令和8年7月30日（木）【予定】
審査結果通知	令和8年8月3日（月）【予定】

6 質問の受付および回答

(1) 質問の受付

ア 受付期限および提出方法

令和8年6月24日（水）正午まで

質問書（様式第5号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出し確認の電話をすること。

※メールタイトルを「第3次愛荘町総合計画策定支援業務に関する質問（会社名）」とすること。

イ 提出先

「4 担当部署」と同じ

(2) 質問に対する回答

ア 回答日

令和8年7月1日（水）

イ 質問への回答は、本町ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）※代表者印を押印すること

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号）

令和3年度以降の地方公共団体の総合計画の策定支援業務の業務実績を記載すること。また、契約実績の内容を確認できる書類（契約書等の写し）を添付すること。

エ 参加資格要件該当誓約書（様式第4号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年7月10日（金）17時まで ※必着

(4) 提出先

「4 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

持参または郵送等（持参の場合は町の休日を除く9時から17時まで。郵送は書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

(6) 辞退

参加申込書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式6号）を提出すること。

8 資格要件の確認

「3 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年7月13日までにプロポーザル参加資格確認結果通知書を電子メールにより通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書類提出書（様式第7号）

イ 企画提案書（参考様式または任意様式）

ウ 見積書（参考様式または任意様式）

(2) 提出部数

各7部（正本1部、副本6部）

(3) 提出期限

令和8年7月22日（水）17時まで ※必着

(4) 提出先

「4 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

持参または郵送等（持参の場合は町の休日を除く9時から17時まで。郵送は書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

(6) 留意事項

- ・企画提案書はA4版両面印刷を基本とし、表紙を含めて20ページ以内で製本すること。
- ・参加申込書の提出がない者は、企画提案書の提出を受け付けないものとする。

10 資格審査および提案の選考

(1) 選定審査委員会の設置

第3次愛荘町総合計画策定支援業務事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、本プロポーザルの実施および企画提案に関する審議を行い、

総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

(2) 審査方法

ア 応募事業者資格の確認審査

発注者は、応募資格の確認審査を参加申込書類により実施し、この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。
なお、資格不備の場合には失格とする。

イ プレゼンテーションおよび質疑応答

提出された提案書に基づき、1 事業者ずつプレゼンテーションおよび質疑応答を行う。ただし、応募事業者多数の場合は、書類審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募事業者をあらかじめ選定できるものとする。

(ア) 日 時 令和 8 年 7 月 30 日 (木) ※時間は別途通知

(イ) 場 所 愛荘町役場本庁舎 第 1 委員会室

(ウ) 時 間 プレゼンテーション (20 分以内) と質疑応答を含めて 30 分程度

(エ) 出席者 3 名以内

(オ) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

(モニターおよびHDMI ケーブルは、発注者において準備する。)

(カ) プレゼンテーションを行う順番については、提案書類の受付順とする。

(キ) 応募事業者のプレゼンテーションは、提出された企画提案書によるものとし、追加の提案資料等は認めない。

ウ 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

(3) 評価審査

ア 審査は、審査委員会において、企画提案応募書類、プレゼンテーションおよび質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

イ 各審査委員が採点した結果を集計し、合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、審査委員の投票により契約候補者を選定する。

ウ 応募事業者が 1 者の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(4) 契約候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。なお、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(5) 審査結果の通知および公表

審査結果については、応募事業者全員に書面にて通知し、町ホームページに公表する。

なお、審査方法、審査内容および審査結果に対する異議申立ては認めない。

1 1 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合
- (2) 提出書類が定められた提出期限、場所および方法に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 見積書の金額等が「2 (4) 業務限度額」を超える場合
- (6) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

1 2 情報公開および提供

本プロポーザル実施に関する情報および契約候補者から提出された資料は、愛荘町情報公開条例（平成 18 年愛荘町条例第 7 号）に基づき公開することがある。

1 3 著作権および提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、本町に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募事業者が提出した書類等の著作権については、本町に帰属しない。
- (2) 本町は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、提出された書類等を複製することがある。

1 4 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1 者 1 案とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出および内容変更は認めない。
- (5) 本要領に示した書類の他に、本町が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(別紙)

評価基準表

番号	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	総合計画の策定業務の受託実績があり、同種業務の経験を十分に有しているか。	5
2	計画策定に当たっての基本的な考え方	本業務の目的等をしっかりと理解し、効果的かつ適切な方策等が提案されているか。	5
3	町の現況把握および構造の分析	現況把握や分析方法が具体的かつ的確なものとなっているか。また、効果的な方策等についても提案されているか。	5
4		分析内容等を計画に活用する方策が具体的に提案されているか。	5
5	住民参画による計画づくりを充実させる手法	多様な世代からの意見聴取など、住民参画による計画づくりに向けた手法が具体的かつ実現性のある提案となっているか。	10
6	現行計画の進捗の確認	確認結果の取りまとめや検証等、主要課題の整理や計画案の策定への活用方法が具体的な提案となっているか。	10
7	人口ビジョンの検証	将来推計人口等の検証方法が的確な提案となっているか。	10
8	会議等の運営支援	会議等の運営支援について、会議への出席、議事録の作成、会議資料の策定等十分な支援が期待できる提案となっているか。	10
9	策定支援内容および進行管理・マネジメント手法	計画策定に向けた支援内容やマネジメント手法が具体的かつ効果的な提案となっているか。	5
10		総合計画と創生戦略を一体的に策定する方法についての考え方が明確かつ適切な提案となっているか。	5
11	行政のマンパワー不足への対応	行政のマンパワー不足に対して、業務の負担を減らす具体的な提案が盛り込まれているか。	10
12	その他独自の提案	提案者が有するノウハウ等を活かした独創的かつ効果的な提案が盛り込まれているか。	10
13	プレゼンテーション	提案内容について、説得力を持って、的確かつ分かりやすく説明できており、業務に対する取り組み意欲が強く感じられるか。	5
14	見積額	見積金額の経済性および妥当性があるか。	5
合計			100